

藤沢市 計画相談支援事業運営の手引き



「キュンとするまち。藤沢」公式マスコットキャラクター ふじキュン

令和8年4月

藤沢市 障がい者支援課

<目次>

1	提出書類	2
2	手続きの流れ	4
3	モニタリングについて	6
4	新規・更新のモニタリング設定について	8
5	計画相談支援費の考え方について	11
6	加算について	13
7	障がい福祉サービス申請に係る書類のご案内	18
8	計画相談・障がい児相談Q&A（抜粋）	20

<様式集>

別紙1	申請者の現状（基本情報）
別紙2	申請者の現状（基本情報）【現在の生活】
様式1-1	サービス等利用計画案
様式1-2	サービス等利用計画案【週間計画表】
様式2-1	サービス等利用計画
様式2-2	サービス等利用計画【週間計画表】
様式3-1	モニタリング報告書
様式3-2	継続サービス等利用計画【週間計画表】

<参考>

介護給付等算定に係る体制等に関する届出書

※本書において引用している国の事務連絡は次のとおりです。

○本文表記「(厚労省) 報酬改定等に関するQ&A (vol.1)」

・・・令和6年3月29日 厚生労働省 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」

○本文表記「(厚労省) 報酬改定等に関するQ&A (vol.4)」

・・・令和6年6月4日 厚生労働省 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4」

1 提出書類

市に提出する「サービス等利用計画」の様式 ※全て事前申請です。

支給決定 プロセス	福祉 サービス		「サービス等利用計画」の様式									
	申請様式		申請	別紙		様式1		様式2		様式3		
				1	2	1	2	1	2	1	2	
	障がい福祉サービス申請書 一式	障がい福祉サービス変更申請書	計画相談支援・障がい児相談支援	計画相談支援依頼(変更)届出書	申請者の現状(基本情報)	申請者の現状(基本情報)【現在の生活】	サービス等利用計画案	サービス等利用計画案(週間)	サービス等利用計画	サービス等利用計画(週間)	モニタリング報告書	モニタリング報告書(週間)
(1) 新規	○		○	○	○	○	○	○	●	●		
(2) セルフプランから事業所への切り替え 又は事業所の変更			○	○	△※2	△※2	○	○	●	●	△	△
(3) モニタリング	①サービスの種類 や量の変更	○※1		△※3	△	△	○	○	●	●	○	
	②モニタリング期間のみ変更			○							●	△
	③①②以外の軽微な変更※3				△				△		●	△
	④変更なし ※4										●	
(4) 最終月モニタリング～更新	①サービスの終結										●	△
	②サービスの更新	○※1		○	△※5	△	△	○	○	●	●	○
(5) 変更(モニタリング月以外のサービス変更。要市への連絡)		○			△	△	○	○	●	●		

○：(必須)支給決定(希望)日までに○の書類をそろえて提出

※新規で障がい支援区分認定が必要な場合は、支給決定(希望)日の2か月前に申請書類を提出

●：(必須)サービス提供月の翌月10日までに●の書類をそろえて提出

△：内容に変更があった場合のみ

※1 障がい支援区分認定を伴う場合は、障がい福祉サービス申請書一式を認定終了日の2か月前までに提出。

※2 変更後の事業所契約後、最初のサービス等利用計画案又はモニタリング報告書提出時に提出。

※3 軽微な変更の例：サービスの曜日、事業所、目標のみ等の変更及び地域生活支援事業の追加・変更を行う場合、計画相談支援依頼(変更)届出書は提出の必要はなし。ただし、地域生活支援事業の追加・変更については請求対象外となります。

※4 サービスの種類や量の変更と同時に、モニタリング期間の変更を行う場合に提出。

※5 指定特定相談支援事業者を変更する場合のみ提出。

2 手続きの流れ

(1) 計画相談支援

【サービス利用支援の流れ】

① サービス利用申請

申請者は、障がい福祉サービスに係る利用申請書を障がい者支援課に提出します。

障がい者支援課は、申請者を通じて「サービス等利用計画案提出依頼書」を指定特定相談支援事業者に交付します。

② 「指定特定相談支援事業者」と契約

申請者は、計画相談支援の提供について、「指定特定相談支援事業者」と利用契約します。

「指定特定相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案」を作成し申請者に交付します。

③ 市による調査

障がい者支援課は、申請者に対し、障がい支援区分認定調査（障がい福祉サービス利用の場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④ 審査判定（介護給付の障がい福祉サービスを利用する場合）

障がい者支援課は、障がい支援区分認定等審査会に対し、障がい支援区分の審査判定を依頼します。

障がい者支援課は、審査会の判定を基に障がい支援区分の認定を行います。

⑤ 「サービス等利用計画案」の提出

「指定特定相談支援事業者」は、申請者の同意を得た（利用者同意欄署名済み）「サービス等利用計画案」を障がい者支援課に提出します。

⑥ 計画相談支援・障がい福祉サービス等の支給決定

障がい課者支援は「介護給付費等支給決定通知書」及び「計画相談支援給付費支給通知書」を提出します。併せて、「障がい福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

⑦ 「サービス等利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

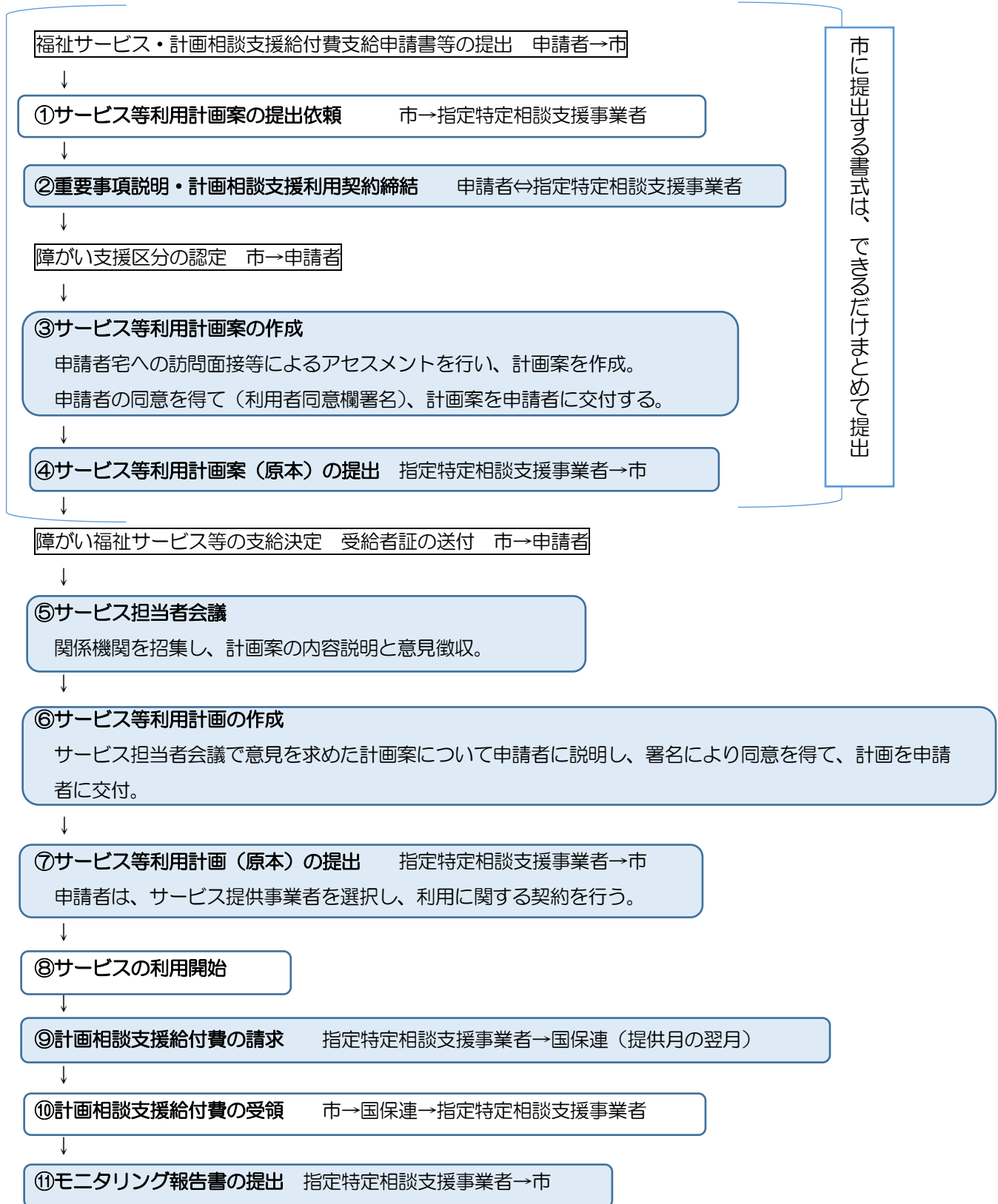
「指定特定相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係機関を集め、サービス担当者会議を開催し、「サービス等利用計画」を作成し、申請者に交付します。申請者の同意を得た（利用者同意欄署名済み）計画を障がい者支援課へ提出します。

※サービス担当者会議では、「希望する生活」に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認します。

⑧ サービス利用開始

申請者は、「障がい福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

【計画相談支援（図式）】 ※ は、指定特定相談支援事業者が行います。



※開始月の翌月以降は、モニタリング期間に応じ、「⑧サービスの利用開始」から「⑪モニタリング報告書の提出」が繰り返されます。

3 モニタリングについて

(1) モニタリング期間

モニタリング期間については、指定特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、市が個別の対象者ごとに定めます。標準のモニタリング期間は、別表のとおりとします。

別表 モニタリング期間一覧（標準）

	対象者	モニタリング期間
①	新規又は変更によりサービス種類、内容、量に著しく変更があった者	利用開始から3月を経過するまで1月間
②	在宅の障がい福祉サービス利用者（障がい児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（①を除く。） ア 以下の者 （ア） 障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 （イ） 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 （ウ） 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者（重度障がい者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）	1月間
	イ 以下の者 （ア） 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者 （イ） 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者	3月間
	ウ ①、②以外の者	6月間
③	障がい者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障がい者等包括支援（①及び②を除く。）	6月間
④	地域移行支援、地域定着支援（①及び②を除く。）	6月間

※③の利用者（以下「施設入所者等」という。）及び（2）の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者（以下「新サービス利用者」という。）は平成30年度から、その他の②のイは令和元年度から見直す。ただし、すでに計画作成済みの者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

(2) きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者について

利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、次のような利用者については、標準期間より短い期間でモニタリングを実施する取扱いとします。

(計画相談支援)

- 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- 利用する指定障がい福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

(障がい児相談支援)

- 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

4 新規・更新のモニタリング設定について

藤沢市では、新規・更新のモニタリング設定について、次のとおりの取り扱いとしています。

例① サービス更新に併せて新規に計画相談開始

3月15日までに案提出→支給決定→担当者会議、計画作成

→4月からサービス提供開始、モニタリングも4月から可能

【受給者証の表記例 支給決定日（受給者証交付日） 令和8年4月1日】

居宅介護有効期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

計画相談有効期間 令和8年3月～令和9年3月

（計画相談が開始し、サービスが開始されるまでの間にサービス利用計画を作成）

※障がい福祉サービスの有効期間は、障がい支援区分及び誕生日の月末にそろえる場合があります。

	1月	2月	3月	4月	5月
提供サービス			案提出 支給決定の確認後、 計画作成	サービス開始 モニタリング	モニタリング
請求			サービス利用支援費 +300単位 (初回加算)※	継続サービス 利用支援費	継続サービス 利用支援費

※H30年4月以降、新規に計画作成を行った際に加算を請求可能。

R3年4月から従前に加え、指定計画相談支援の利用に係る契約をした月から、サービス等利用計画（案）を利用者へお渡しした月が3か月を超え、加えて、4か月目以降に利用者宅等（障がい児の場合は居宅に限る。）へ訪問を月2回以上実施し、利用者及びそのご家族と面接した月に算定できる。

具体例)

2月に指定計画相談支援の契約を締結。その後6月に2回自宅を訪問し利用者とは面接し、同月28日に利用者へ「サービス等利用計画（案）」をお渡しした。→サービス利用支援費+加算の算定可能。

サービス等利用計画案提出期限についてはサービス更新最終月の15日（新規サービスの場合は、サービス利用開始予定日の2週間前）までとし、計画案が提出され次第（区分認定等その他必要な条件が整っていることを確認したうえで）、速やかに支給決定を実施。

例② サービス更新に併せて計画相談も更新

5月15日までに案提出→支給決定→担当国会議、計画作成

→6月サービス更新し、モニタリングも6月から可能

【受給者証の表記例 支給決定日 令和8年6月1日】

居宅介護有効期間 令和8年6月1日～令和9年5月31日

計画相談有効期間 令和8年6月～令和9年5月

この場合、計画相談においては前有効期間（～令和8年5月）で、5月のサービス利用支援を提供できません。

	3月	4月	5月	6月	7月
提供サービス			モニタリング →案提出 支給決定の確認後、計 画作成	サービス開始 モニタリング	モニタリング
請求単位			サービス利用支援費	継続サービス 利用支援費	継続サービス 利用支援費

なお、計画作成が遅れ、サービス開始月にまたがった場合においては、サービス開始月（例①、例②の場合は、6月）を提供月として請求することとなります。詳しくは障がい者支援課までご相談ください。

(参考) 障がい児から障がい者へ切り替わる際の取扱い

報酬告示において、「障がい児相談支援対象保護者に対して、指定特定相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできません。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障がい児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とします。

なお、この取扱いについては、指定障がい児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障がい児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じです。

	1月	2月	3月	4月	5月
提供サービス	放課後等デイサービス			生活介護など	
			障がい児相談支援 最終モニタリング ※必要に応じて特定相談支援事業者は障がい児相談支援事業者と連携し情報収集及びサービス等利用計画作成準備等の活動を行える	4月1日にサービス等利用計画(案)の提出(計画は4月1日以降の日付で作成) サービス開始 モニタリング	モニタリング
相談種別	障がい児相談支援			計画相談支援	
事業者	指定障がい児相談支援事業所			指定特定相談支援事業者	
請求単位			継続障がい児支援 利用援助費	サービス等利用支援費 (初回加算)※ 継続サービス 利用支援費	継続サービス 利用支援費

5 計画相談支援費の考え方について

指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス支援または指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月に所定単位数を算定することができます。加えて、各事業所の体制に応じた段階別の基本報酬区分（機能強化型）を設定しています。

<基本報酬区分一覧>

基本部分 サービス利用支援費・継続サービス利用支援費

機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 2,014 単位/月 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 1,761 単位/月	常勤および専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。現任研修修了者以外の 3 名については業務に支障がない場合のみ他事業業務の兼務を認める。加えて、24 時間連絡体制が確保されていることをもって算定可能。
機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,914 単位/月 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） 1,661 単位/月	常勤および専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。現任研修修了者以外の 2 名については業務に支障がない場合のみ他事業業務の兼務を認める。加えて、24 時間連絡体制が確保されていることをもって算定可能。
機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,822 単位/月 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 1,558 単位/月	常勤および専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。現任研修修了者以外の 1 名については業務に支障がない場合のみ他事業業務の兼務を認める。
機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） 1,672 単位/月 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 1,408 単位/月	常勤および専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修修了者であること。現任研修修了者以外の 1 名については他事業業務の兼務が認められない。
サービス利用支援費（Ⅰ） 1,572 単位/月 継続サービス利用支援（Ⅰ） 1,308 単位/月	各事業所における取扱件数に規定により算定するもの。本支援費は 40 件未満が対象。
サービス利用支援費（Ⅱ） 732 単位/月	各事業所における取扱件数に規定により算定するもの。本支援費は 40 件以上の部分が対象。

継続サービス利用支援（I）	
---------------	--

606 単位/月	
----------	--

6 その他の加算について

<加算報酬区分一覧>

<p>主任相談支援専門員配置加算 (Ⅰ) 100 単位/月 (Ⅱ) 300 単位/月</p>	<p>主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従事者に対し当該主任相談支援専門員がその資質向上のために研修を実施した場合に加算する。(Ⅱ)についてはその他事業所で研修を実施している場合。</p>
<p>集中支援加算 300 単位/月 150 単位/月 (情報提供の場合) 注1：基本報酬算定月は算定不可 注2：初回加算との併給不可</p>	<p>1 障がい福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障がい児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に2回以上実施した場合 2 利用者本人及び障がい福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合 3 障がい福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校または地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合</p> <p>※1については、緊急的、臨時的な取扱いとする。そのため、モニタリングの状況によって、モニタリングの頻度の再考を行うこと。</p>
<p>初回加算 計画相談支援 300 単位/月 障がい児相談 500 単位</p>	<p>障がい福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。</p> <p>※H30年4月以降、新規に計画作成を行った際に加算を請求可能。</p> <p>R3年4月から従来に加え、指定計画相談支援の利用に係る契約をした月から、サービス等利用計画（案）を利用者へお渡しした月が3か月を超え、加えて、4か月目以降に利用者宅等（障がい児の場合は居宅に限る。）へ訪問を月2回以上実施し、利用者及びそのご家族と面接した月に算定できる。</p>
<p>居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談） 300 単位/月（左記の1,2のいずれかに該当） 150 単位/月（左記の3に該当）</p> <p>保育・教育等移行支援加算（障がい児） 300 単位/月（1,2） 150 単位/月（3）</p>	<p>介護保険の居宅介護支援事業者等への引継ぎに一定期間を有する者、又は、就学、進学、就職等に伴い、障がい福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障がい者就業・生活支援センター等との引継ぎに一定期間を要する者に対し、次の1～3のいずれかの業務を行った場合に加算。</p> <p>1 当該月に2回以上、利用者の居宅等（障がい児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合。 2 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合。 3 他機関との連携にあたり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合。（この目的のために作成した文書に限</p>

	<p>る。)</p> <p>※算定回数は、障がい福祉サービスの利用中は2回、利用終了後（6か月以内）は月1回を限度とする。</p>
<p>入院時情報連携加算</p> <p>（Ⅰ）300 単位/月</p> <p>（Ⅱ）150 単位/月</p>	<p>（Ⅰ）入院時情報連携加算</p> <p>※医療機関を訪問しての情報提供</p> <p>（Ⅱ）入院時情報連携加算</p> <p>※医療機関への訪問以外の方法での情報提供</p> <p>入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。</p> <p>※利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6カ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。</p>
<p>退院・退所加算</p> <p>300 単位/回</p> <p>（3回/月を限度）</p>	<p>退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画などを作成した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者 1 人につき、入院・入所中に 3 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。</p>
<p>医療・保育・教育機関等連携加算</p> <p>（計画策定月）</p> <p>200 単位/月</p> <p>（モニタリング月）</p> <p>300 単位/月</p> <p>（情報提供の場合）</p> <p>150 単位/月</p>	<p>サービス利用支援等の実施時において、障がい福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。</p>
<p>サービス担当者会議実施加算</p> <p>100 単位/月</p>	<p>継続サービス利用支援等の実施において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。</p> <p>※ 利用者 1 人につき、1 月に 1 回を限度として加算。</p>

<p>サービス提供時モニタリング加算 100 単位/月</p>	<p>継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。</p>
<p>行動障害支援体制加算 (実施した場合) 60 単位/月 (配置・公表のみ) 30 単位/月</p>	<p>行動障がいのある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援を実施するために、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
<p>要医療児者支援体制加算 (実施した場合) 60 単位/月 (配置・公表のみ) 30 単位/月</p>	<p>重症心身障がいなど医療的なケアを要する児童や障がい者に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
<p>精神障害者支援体制加算 (実施した場合) 60 単位/月 (配置・公表のみ) 30 単位/月</p>	<p>精神科病棟に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障がい者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、地域生活支援事業による精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
<p>ピアサポート体制加算 100 単位/月</p>	<p>ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。</p> <p>ピアサポート体制加算算定要件</p> <p>①地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修(基礎研修及び専門研修)」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること(併設する事業所(計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る)の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可)</p> <p>・ a 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定</p>

	<p>着支援は都道府県、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村</p> <p>・ b 管理者又は a の者と協働して支援を行う者</p> <p>②①研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。</p> <p>③①研修修了者を配置している旨を公表していること。</p>
<p>地域生活拠点等相談強化加算</p> <p>700 単位/月 (月 4 回を限度)</p>	<p>地域生活支援拠点等である指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が、コーディネーターの機能を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定する。</p>
<p>地域体制強化共同支援加算</p> <p>2000 単位/月 (月 1 回を限度)</p>	<p>地域生活支援拠点等である指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合算定</p>

加算名称	必ず基本報酬と一体で請求		加算のみの請求可
	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費	
主任相談支援専門員配置加算			
集中支援加算			○基本報酬月は算定不可、会議参加については、入院時情報連携加算（I）及び退院・対処加算と選択することとし、併給不可
初回加算	○		
居宅介護支援事業所等連携加算			○基本報酬月は算定不可
保育・教育等移行支援加算			○基本報酬月は算定不可
入院時情報連携加算			
退院・退所加算			○初回加算と選択することとし、併給不可
医療・保育・教育機関等連携加算			
サービス担当者会議実施加算			
サービス提供時モニタリング加算			

行動障がい支援体制加算			
要医療児者支援体制加算			
精神障がい者支援体制加算			
ピアサポート体制加算			
地域生活拠点等相談強化加算 (月 4 回を限度)			
地域体制強化共同支援加算 (月 1 回を限度)			

7 障がい福祉サービス申請に係る書類のご案内

障がい福祉サービス利用者（計画相談利用者）は各年毎に同サービスの利用継続の有無の確認、支給時間数の適正化、その他対象者や支援者等の環境変化の有無等の観点から更新手続きを設定しています。

また、新規利用で支給決定を受けることや支給期間内における支給時間数の調整等も行うことができます。

その際の必要書類の明確化および申請にあたっての留意点を記載いたします。ご不明な点がございましたら障がい者支援課までお問い合わせください。

書類 届出項番	申請書	変更 申請書	同意書	計画（案）	計画相談 申請書	計画相談 変更届	内容 変更届	通所 交通費	地活 申請書	地活変更 申請書
1	○		○	○						
2	○		○	○				△		
3	○		○	○			△	△		
4		○	○	○						
5		○	○	○				△		
6				○			○	△		
7				○	○	○				
8						○				
9				○		○				
10						○（セルフ）				
11								△	○	
12										○

凡例

○ … 必要 △ … 該当者のみ必要

届出項番

- ①新規申請（月初め、月途中から居宅介護等の在宅支援を開始する場合）
- ②新規申請（月初め、月途中から就労継続支援等の通所支援を開始する場合）
- ③新規申請（共同生活援助等の施設利用開始の場合）※必要に応じて、家賃額証明書や送付先指定等の届出が必要となります。
- ④変更申請（月初めから居宅介護等の在宅支援の時間数を変更する場合）※原則、申請月の翌月から反映となります。
- ⑤変更申請（月初めから就労継続支援等の通所日数を変更する場合）※原則、申請月の翌月から反映となります。

- ⑥廃止申請（月途中、月末等で利用している福祉サービスを終了する場合）
- ⑦計画相談支援新規開始（セルフプラン→計画相談支援事業所）
- ⑧計画相談支援モニタリング期間変更申請
- ⑨計画相談支援事業所変更申請（別事業所へ移管する場合）※モニタリング月を引き継ぐ場合は計画（案）の提出は不要です。
- ⑩計画相談支援利用終了申請 ※セルフプランへ移行の場合は同プランの作成および提出をお願いいたします。
- ⑪地域生活支援新規申請（月初め、月途中から移動支援等を開始する場合）
- ⑫地域生活支援変更申請・廃止申請（月途中や月末等で利用している福祉サービスを終了する場合）

8 計画相談・障がい児相談Q&A

最新版はこちらをご覧ください

「厚生労働省 障害のある人に対する相談支援について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/soudan_shien.html

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (抜粋)

【1】相談系サービスにおける共通的事項

(モニタリング期間)

問 60 モニタリング期間の設定についての考え方について。

(答) モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある(施行規則第6条の16)。具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する(施行規則第6条の16)。一般的には、状態が不安定であること等により利用者との面接等や障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が標準期間の通りとなることが想定される。例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、以下のような状態像にある利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業所の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス事業者等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス事業所等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある児
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある児
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者

- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者。また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。
- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者 ・ 犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

（機能強化型基本報酬算定の要件）

問 61 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として 定期的に参加し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどのようなものか。

（答） 参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。（地域体制強化共同支援加算においても同様。） また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。

（機能強化型基本報酬算定の要件②）

問 62 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に参加している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたとできるか。

（答） 市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

（機能強化型基本報酬算定に係る兼務の範囲）

問 63 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

(答) 当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談 支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

(主任相談支援専門員配置加算 (I) の対象事業所)

問 64 主任相談支援専門員配置加算 (I) の対象事業所として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所としているが、地域の相談支援の中核を担う機関については、具体的にはどのような事業所を対象とすべきか。

(答) 基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務である以下の業務を担っている相談支援事業所を想定しており、具体的には当該事業所に配置される主任相談支援専門員が、以下に掲げる基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力している或いは基幹相談支援センターが未設置の地域において、基幹相談支援センターが設置されるまでの間、下記の取組を市町村と共に主体的に実施することが必要である。

(参考) 地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-3 相談支援事業実施要領の 3 の(1)のイ (イ)基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組 (ウ)基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

(主任相談支援専門員配置加算 (I) の算定手続)

問 65 主任相談支援専門員加算 (I) を算定する場合、市町村長から地域の相談支援の中核を担う機関として認められる必要があるが、そのために指定特定(障害児)相談支援事業所はどのような手続きが必要か。

(答) 当該加算を算定する体制届を受理することをもって、市町村長が認めたものとするが、市町村が認めるにあたり、協議会の相談支援部会等の意見を聴取することが望ましく、複数市町村が共同で相談支援体制を構築している場合には、その構成市町村の意見も聴取することが望ましい。なお、基幹相談支援センターの運営の委託を受けている又は児童発達支援センターと一体的に運営されている指定特定(障害児)相談支援事業所である場合、当該事実をもって要件を満たしているものとする。よって、当該加算を算定する体制届を提出することのみで足りるものであり、市町村から改めて認められることは要しない。

(居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法)

問 66 居宅介護支援事業所等連携加算の算定方法について、具体的な取扱いはどのようなものか。

(答) ①障害福祉サービス等の支給決定期間中については、当該加算を算定できる (1)～(6)に定める場合毎に、当該期間中に2回まで算定できるものである。

例：1月<(1)>、2月<(1),(2)>、3月<(2)>、4月<(1),(3)> →(1)：2回、(2)：2回、(3)：1回算定可(4月の(1)のみ上限到達のため算定不可)

②障害福祉サービス等の支給決定期間後の6月間は、当該加算を算定できる (1)～(6)に定める場合毎に、1

月あたり各1回まで算定できるものである。

例：1月<(1),(3)>、2月<(1),(2)>、3月<(2)>、4月<(1),(2),(3)> →(1)：3回、(2)：3回、(3)：2回算定可 ※保育・教育等移行支援加算についても同様

(福祉サービス等提供機関の対象)

問 67 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

(答) 原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

(医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件)

問 68 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関の職員 との面談・会議）について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で 必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

(答) サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席（オンラインを含む）により行われた場合に限られる。

(「精神障害者」の範囲)

問 69 精神障害支援体制加算（Ⅰ）において、対象者としている「精神障害者」の範囲についてはどのようなになっているか。

(答) 同加算において、対象者は法第4条第1項に規定する精神障害者としている。なお、発達障害を有する者はこれに含まれ、精神障害を伴わない知的障害を有する者はこれに含まれない。

(対象者の確認方法)

問 70 精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の対象者 について、どのように確認するのか。

(答) 原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする（精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証も可）が、医師の診断が明確に確認できる看護サマリ ー、リハビリテーション計画等の文書により確認することとしてもよい。

(精神障害支援体制加算等の算定)

問 71 行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算（Ⅰ）、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定にあたって、複数の加算の要件で ある研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の 算定要件に該当する利用者1名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援

体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）を複数算定することができるか。

（答）研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。なお、上記で算定しなかった加算については、（Ⅱ）の区分で算定することができるため、申し添える。

（各種体制加算の算定対象）

問 72 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。また、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行った利用者のみ（Ⅰ）の区分で算定可能か。

（答）各種支援体制加算（Ⅰ）の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。

（各種体制加算の算定要件支援内容）

問 73 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）については、研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていることが要件とされているが、計画（障害児）相談支援を行っていることは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。

（答）原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

（地域生活支援拠点等相談強化加算の算定方法）

問 74 地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数の考え方はどのようなものか。

（答）当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

（地域体制強化共同支援加算の算定方法）

問 75 地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。また、同一の世帯に複数の利用者がある場合、加算の算定回数についてはどのようにするか。

（答）当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がある場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該

加算を 1 回のみ算定するものとする。

(遠隔地訪問加算の算定方法)

問 76 遠隔地訪問加算の具体的な算定方法について示されたい。

(答) 遠隔地訪問加算については、居宅等への訪問を要する加算に上乗せして評価することを趣旨とするものであるため、対象となる加算と同じ月の請求分として算定すること。なお、障害福祉サービス等の支給決定期間後に居宅介護事業所等連携加算を算定する場合、同加算の取扱いと同様、当該加算についても、障害福祉サービス等の支給決定期間の終期月の請求分として算定することとする。この場合、令和6年4月より前に障害福祉サービス等の支給決定期間が終了しており、令和6年4月以降に訪問した場合、国保システム上、令和6年4月より前の請求分として算定することができないため、市町村に対する直接請求により対応されたい。

(例) 令和6年2月 支給決定期間終了月 3月 居宅訪問 4月 支援なし 5月 居宅訪問 6月 居宅訪問 → 3・5・6月の3回、居宅介護事業所等連携加算の算定が可能であるが、遠隔地訪問加算は令和6年4月に創設されたものであることから、5・6月の2回算定可能。(令和6年4月以降の請求分として、市町村に対して直接請求すること)

(遠隔地訪問加算の算定要件①)

問 77 通常の訪問方法として航空機を利用する場合であって、要する片道の時間が概ね1時間に満たない(例：40分)場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

(答) 搭乗前後に要する時間も所要時間を含めた上で1時間に満たない場合であっても、航空機の利用を要する場合は、一定の距離があるものとし、算定可能である。(設問の状況においては、計画作成・モニタリングの一部におけるテレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

(遠隔地訪問加算の算定要件②)

問 78 訪問に要する片道の時間は概ね1時間に満たない(例：40分)が、公共交通機関の運行本数が少なく、通常訪問に1時間以上を要する場合、遠隔地訪問加算は算定できるか。

(答) 待機時間は所要時間を含めることとし、算定可能である。(設問の状況においては、テレビ電話装置等の活用の要件である「相談支援事業所から一定の距離があること」も同様に満たすものとする。)

(相談支援員の業務による加算の算定)

問 79 相談支援員が各種加算に係る所定の業務を行った場合、各種加算を算定することは可能か。

(答) 原則として算定可能である。もっとも、サービス利用支援の実施に付随するもの、指定基準上相談支援員が行うことが認められていない業務が要件となっているもの、告示上相談支援専門員のみが規定されている以下加算については、相談支援員による支援のみでは算定不可である。

・初回加算 ・集中支援加算のうち、会議の開催 ・サービス担当者会議実施加算また、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算等の質の高い相談支援体制を評価する加算については、相談支援専門員が研修修了することが必要であり、研修を修了した常

勤の相談支援員をもって加算を算定することはできない。

(サービス担当者会議、個別支援会議への本人参加)

問 80 サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者 等が同席した上で行わなければならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなものが考えられるか。

(答) 当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものである。そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等、限定的な場合を想定している。

(個別支援会議の開催方法)

問 81 個別支援会議の開催について、サービス管理責任者及び本人が参加する会議と、サービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を 別々に行うという運用は認められるか。

(答) 本人を含めた各関係者が参加する個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可能である。

(個別支援計画の作成・共有)

問 82 ① サービス利用開始当初の個別支援計画の作成については、どのようなタイミングで行われるべきか。② 個別支援計画については、利用者等及び指定計画(障害児)相談支援事業所に交付することとされているが、どのようなタイミングで行われるべきか。③ 利用者がセルフプランの場合、個別支援計画の共有については、どのように対応すべきか。

(答) ① 障害福祉サービス等は個別支援計画に基づいてサービスを提供する必要があり、契約締結後、遅滞なく個別支援計画を作成する必要がある。また、サービス提供場面等でのアセスメントを基にする必要があることから、当初の個別支援計画は契約締結後1ヵ月以内に作成することを基本とする。② 個別支援計画を作成、見直し(見直しの結果、変更がない場合も含む。)した後、速やかに利用者等及び相談支援事業所に交付すべきである。③ セルフプランで、利用者に担当の相談支援事業所がない場合は、相談支援事業所に個別支援計画を交付しないことをもって指定基準に違反するものではない。

(意思決定の支援の定義)

問 83 指定基準において、「自己決定の尊重」と「意思決定の支援の配慮」とそれぞれ規定されているが、これはそれぞれどのように違うのか。

(答) 利用者本人が自己決定できる場合は、その決定を尊重することが支援の原則である。一方、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとしている。

(新規事業所の虐待防止措置未実施減算)

問 84 虐待防止措置未実施減算について、新規に指定を受ける事業所については、当該減算を受けないためには、指定後いつまでに虐待防止措置を講ずることが求められるか。

(答) 担当者の配置については、指定と同時に行う必要がある。一方、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修の実施については、指定後速やかに実施することが求められる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4 (抜粋)

(入院時情報連携加算の算定要件)

問 4 重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連携加算を算定することは可能か。

(答) 計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算 (I) を算定できる。なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算 (II) を算定するものとする。

(入院時情報連携加算の算定要件)

問 5 入院時情報連携加算の算定にあたっては、入院時情報提供書を作成し、医療機関に提供することを基本とするとされているが、入院時情報提供書の様式にある情報は全て記載することが必要か。

(答) 連携先の医療機関に必要な情報(心身の状況や生活環境など)を提供することが目的であることから、入院時情報提供書の記載については、必要な情報が記載されているサービス等利用計画やアセスメントシート等の添付によって、一部を省略して差し支えないものとする。

(地域体制強化共同支援加算の算定について)

問 6 「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」のうち計画相談支援について、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合は、地域体制強化共同支援加算は「1. なし」を選択することとなっているが、地域生活支援拠点等に該当する場合でも、当該加算を算定できないという意味か。

(答) 相談支援事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられている場合は、地域体制強化共同支援加算の要件を満たすことから、地域体制強化共同支援加算の対象となる。「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載については、データ処理システム上の事由から、地域生活支援拠点等が「2. 該当」の場合、地域体制強化共同支援加算対象は「1. なし」を選択するようお願いをしているところ。なお、地域生活支援拠点等の位置付けと地域体制強化共同支援加算の関係について、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載方法を以下のとおり整理したので、参照いただきたい。

1. 相談支援事業所が、地域生活支援拠点等に位置付けられていない場合 地域生活支援拠点等: 「1. 非該当」を選択 地域支援体制強化共同支援加算: (加算要件に該当していない場合) 「1. なし」→加算の算定対象とならない (加算要件に該当している場合) 「2. あり」→加算の算定対象 ※ 参考: 地域体制強化

共同支援加算の要件（下記のいずれかに該当する場合、地域体制強化共同支援加算の算定対象となる）

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している 2. 地域生活支援拠点等に位置付けられている場合 地域生活支援拠点等：「2. 該当」 地域支援体制強化共同支援加算：「1. なし」を一律に選択 →加算の算定対象